

# 令和 7 年度 「交通空白」解消等リ・デザイン全面 展開プロジェクト

(日本版 MaaS 推進・支援事業)

## 公募要領

### ■募集期間

令和 7 年 2 月 1 2 日 (水) ~ 3 月 6 日 (木) まで

初版 令和 7 年 2 月

国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課

## 目次

本事業のお問い合わせ先.....	2
I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
II. 募集内容.....	5
1. 補助対象事業の事業内容.....	5
2. 補助対象事業の事業主体.....	5
3. 補助対象要件.....	5
4. 補助対象要件に関する留意点.....	6
5. 補助対象経費.....	6
6. 補助率.....	7
7. 参考事例.....	8
8. 補助対象事業の事業実施期間.....	8
9. 事業実施状況等の報告等.....	8
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準.....	9
1. 採択方法.....	9
2. 審査基準.....	9
IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて.....	12
1. 事業全体の流れ.....	12
2. 応募について.....	13
2-1. 応募期間.....	13
2-2. 応募方法.....	13
2-3. 提出書類.....	13
3. ヒアリングの実施について.....	14
4. 採択結果の通知について.....	14
5. 採択後の補助金交付申請等について.....	14
6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について.....	14
V. 事業の実施にあたっての留意点等.....	15

## 本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新予定）をご覧ください。  
 うえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（WebサイトURL）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000247.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000247.html)

○ 申請方法に関するお問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

TEL：03-5253-8111 直通：03-5253-8980

E-mail：hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間 9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局 名	部 署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

## I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

### 1. 目的

地域公共交通は、国民生活や社会経済活動を支える社会基盤である一方、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、その持続可能性の確保が課題となっています。このような状況を踏まえ、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）により、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」（再構築）を進め、利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要です。

本事業は、複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービスである MaaS（Mobility as a Service）を推進する事業に対し、日本版 MaaS 推進・支援事業として支援を行います。これにより、輸送資源へのアクセシビリティを向上させ、「空白解消」など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とします。

### 2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトは、交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携・協働した取組を通じて、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。具体的には、次に掲げる事業を実施します。

#### ①「交通空白」解消緊急対策事業

「交通空白」の課題があると自治体が判断した地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアや AI デマンド、乗合タクシー等の「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援する事業

#### ②共創モデル実証運行事業

官民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」による取組や「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業

#### ③モビリティ人材育成事業

地域交通を軸とした「共創」の取組の促進・普及に向け、広域でモビリティ人材の育成に関する仕組みの構築・運営を支援する事業

#### ④日本版 MaaS 推進・支援事業

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサー

ビス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービスである MaaS(Mobility as a Service)を推進する事業

※本公募要領は、上記④の補助事業を活用する事業者を公募するものです。

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 補助対象事業の事業内容

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供する MaaS を活用して、移動環境の向上やコンテンツ連携による地域課題解決に資する取組を対象とします。

### 2. 補助対象事業の事業主体

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会（※1）。

※1 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 36 条の 4 第 1 項に掲げる新モビリティサービス協議会であることが望ましいが、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 76 号）第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会や地域交通法第 6 条に基づく法定協議会等において、当該 MaaS 事業の実施に関係する者を新たに協議会の構成員として加えること等により、申請者の要件である協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、日本版 MaaS 推進・支援事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、補助事業の交付申請までに設置されるものを対象とする。

※ 本事業の応募にあたって、必ずしも共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等は求められません。

### 3. 補助対象要件

以下のすべての条件に該当する事業であって、利用者の交通利便性を向上させる事業を補助対象事業とします。

#### ① 交通サービスの高度化（マルチモーダルかつシームレスな移動体験の提供）

複数の交通事業者が連携して、以下の機能を持つアプリケーション（Web アプリも含む。以下「MaaS アプリ」という。）を一般ユーザーに提供するなど、マルチモーダルかつシームレスな移動体験の提供により交通サービスの高度化を行う事業であること。

(ア) 交通機関（鉄道、路線バス、旅客船、航空、タクシー等の公共交通機関）の経路検索機能

(イ) 交通機関の乗車券（シングルライド乗車券又はデジタルチケットとして発行される企画乗車券）の予約又は購入及びこれらの電子決済機能

(ウ) 交通機関の乗車券認証（チケットイング）機能

#### ② モビリティ・データの取得と活用

MaaS アプリ等の前述①の取組と連携して交通機関の決済システム等から取得したモビリティ・データ（乗降数、OD データ、決済情報、利用者情報等）を活用し、地域交通の現状分析、課題可視化、将来予測等のデータ分析を行ったうえで、自治体又は事業者の交通施策に反映することで、地域交通の持続可能性の向上を図る事業

#### ③ 地域交通政策等との連携

前述①及び②の取組が、持続可能な地域交通の実現や「空白解消」などの自治体等の地域交通政策と連携したものであること。

### 4. 補助対象要件に関する留意点

前述3の事業要件の適合性を判断する際は、以下の点に留意すること。

- MaaS では、複数の交通モードや交通事業者が連携したサービス（マルチモーダル）が広域に提供されることを重視する。このため、単一モードの利便向上施策（例：AI デマンド交通を配車するためのユーザーアプリの提供）のみを行う取組は前記3要件①の要件該当性を満たさない。また、単一の資本グループに閉じた取組（例：グループ系列の鉄道とバスの連携）は、他の交通サービスが当該地域に存在する場合には、同要件を満たさないと評価される場合がある。
- 日本版 MaaS 推進・支援事業では、MaaS アプリ等を契機として取得したデータを地域の交通施策における課題解決に活用する取組を重視する。このため、単にデータを取得することだけが目的となっている取組（具体的な活用方法を提案できていない取組）は前記3要件②の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。
- 日本版 MaaS 推進・支援事業では、交通サービスと地域交通施策との連携により持続可能な地域交通の実現や「空白解消」などの自治体等の地域交通施策を連携して推進する取組を重視する。地域公共交通計画等との計画と整合性がとれていない取組は前記3要件③の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。

### 5. 補助対象経費

以下の事業に要する経費を補助します。

採択された場合、採択された年度（令和7年度）に限り国費を交付します。

※ 申請主体に自治体が含まれる場合は、当該自治体を基準に判断します。また、申請主体に自治体が含まれない場合は、事業実施地域が含まれる自治体を基準として判断します。なお、複数自治体を跨ぐ場合、主となる自治体（申請主体や費用負担により判断）を基準に判断し、主となる自治体が複数に跨る場合は、補助率が高い自治体を基準として判断します。

#### 1) システム開発に要する経費

- ・システム購入、開発、改修等の費用
- ・GTFS 形式データ等の標準的なモビリティ・データの作成又は当該データの出力機能を有するシステム購入、開発又は改修等の交通サービスの連携に必要なデータ整備に要する費用（本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。）

#### 2) 端末整備等に要する経費

- ・端末購入、設置等の費用
- 3) 利用促進費
  - ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用
- 4) システム利用料
  - ・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する経費
- 5) 実証運行費
  - ・シェアサイクル、マイクロモビリティ、自動運転等の交通サービスの導入及び運行に係る費用（車両費は除く。）
- 6) その他
  - ・MaaS の導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等

## 6. 補助率

補助対象経費について、実施地域の属する地域区分に応じて（※）別表 1 の補助率を乗じた経費を補助します。

- ※ 申請主体に自治体が含まれる場合は、当該自治体を基準と判断します。また、申請主体に自治体が含まれない場合は、事業実施地域が含まれる自治体を基準として判断します。なお、複数自治体を跨ぐ場合、主となる自治体（申請主体や費用負担により判断）を基準と判断し、主となる自治体が複数に跨る場合は、補助率が高い自治体を基準として判断します。

### 【別表 1】

地域区分	該当地域	補助率・上限額
A：主に中小都市、過疎地など	人口 10 万人未満の地方公共団体	補助対象経費 500 万円以下の部分については定額、500 万円を超える部分は 2 / 3（上限 1 億円）
B：主に地方中心都市など	人口 10 万人以上の地方公共団体	2 / 3（上限 1 億円）
C：主に大都市など	東京 23 区 三大都市圏の政令指定都市	1 / 2（上限 1 億円）

※ 補助対象外経費は、以下を想定しております。

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費



## 7. 参考事例

日本版 MaaS 推進・支援事業の実施について令和6年度11事業を含む過年度の取組内容を以下のホームページにおいて公開しています。応募内容の検討に当たって、参考としてください。

(国土交通省 日本版 MaaS 推進・支援事業の実施について HP)

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000160.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000160.html)

## 8. 補助対象事業の事業実施期間

交付決定日（令和7年4月以降順次）～令和8年2月27日

※この間に発生した経費を、補助対象経費とします。

## 9. 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省及び事務局からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

### Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準

#### 1. 採択方法

『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（日本版 MaaS 推進・支援事業）」は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省が審査を行い、採択します。

#### 2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

##### (1) 形式審査

- ① 事業実施主体に交通事業者を 1 社以上含む事業であること。
- ② 事業実施主体が民間事業者の場合、地方公共団体と連携した者であること。
- ③ 応募書類に必要項目が記載されていること。

##### (2) 内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。

項目	審査基準	評価ポイント
① 事業実施体制のマルチモーダル性	事業実施の体制が対象エリア内の交通サービス事業者を網羅したものとなっているか。	本事業では、地域の複数の交通モード(例:バスと鉄道)や交通事業者(例:XXバスとYYバス)の連携を重視しており、地域の交通サービスを網羅的に連携させる取組を評価する。 例:特定の電鉄系グループ(鉄道及びバス)だけの座組ではなく、複数の電鉄系グループの連携やマイクロなモード(コミュニティバスやデマンド交通)を巻き込んだ座組となっているもの。
② 事業実施内容のマルチモーダル性	実施事業の内容が対象エリアの交通サービスを網羅したものとなっているか。	事業実施体制だけでなく、実際の実施事業の内容において、地域の交通サービスを網羅的に連携させる取組を評価する。 例:提供する MaaS アプリの経路検索機能やチケット購入機能が鉄道・バスだけでなく、デマンド交通(デマンドバスやタクシー)も含めて利用できるもの。
③ シームレスな移動体験	実施事業の内容がシームレスな移動体験を実現するものとなっ	利用者の観点から、交通モードや交通事業者を横断した移動体験を向上させる取組

<p>の実現</p>	<p>ているか。</p>	<p>を評価する。</p> <p>例:MaaS アプリから利用可能な企画乗車券の認証方法（チケットング）が交通サービスによって異なる（目検と QR が混在）のではなく、エリア内でデジタル方式に統合されているもの。</p> <p>例：チケット購入機能やクーポン取得機能、デマンド交通配車機能等が MaaS アプリからワンストップで利用可能なユーザー体験を実現するもの。</p>
<p>④ モビリティ・データ活用の社会実装</p>	<p>モビリティ・データの取得及び活用が持続可能な仕組みとなっているか。</p>	<p>事業実施期間中のみの手作業やアドホックなデータ取得・活用ではなく、継続したデータ活用・分析を可能とする取組を評価する。</p> <p>例：乗降実績データの共通 ID 化とクラウド化により、データ取得を系統的に可能とするもの。</p> <p>例：データ分析や可視化などの機能がワンショットの作業ではなくシステムとして提供されているもの。</p> <p>例：地図やグラフを用いたデータの可視化だけでなく、分析や予測など施策検討に必要なインサイト（洞察）をシステムが出力するもの。</p> <p>例：取得・作成したモビリティ・データを継続的にオープンデータ化するもの。</p>
<p>⑤ 政策連携</p>	<p>実施する事業が地域の交通政策及びまちづくり政策と連携したものとなっているか。</p>	<p>実施する事業が地域公共交通計画や都市計画などに位置づけられている取組を評価する。</p> <p>例：地域公共交通計画に MaaS の推進など実施事業の内容そのものが位置づけられているもの。</p> <p>例：地域公共交通計画に位置付けられた施策（渋滞緩和等）の実施手段として MaaS の推進など実施する事業内容を位置づけるもの。</p>

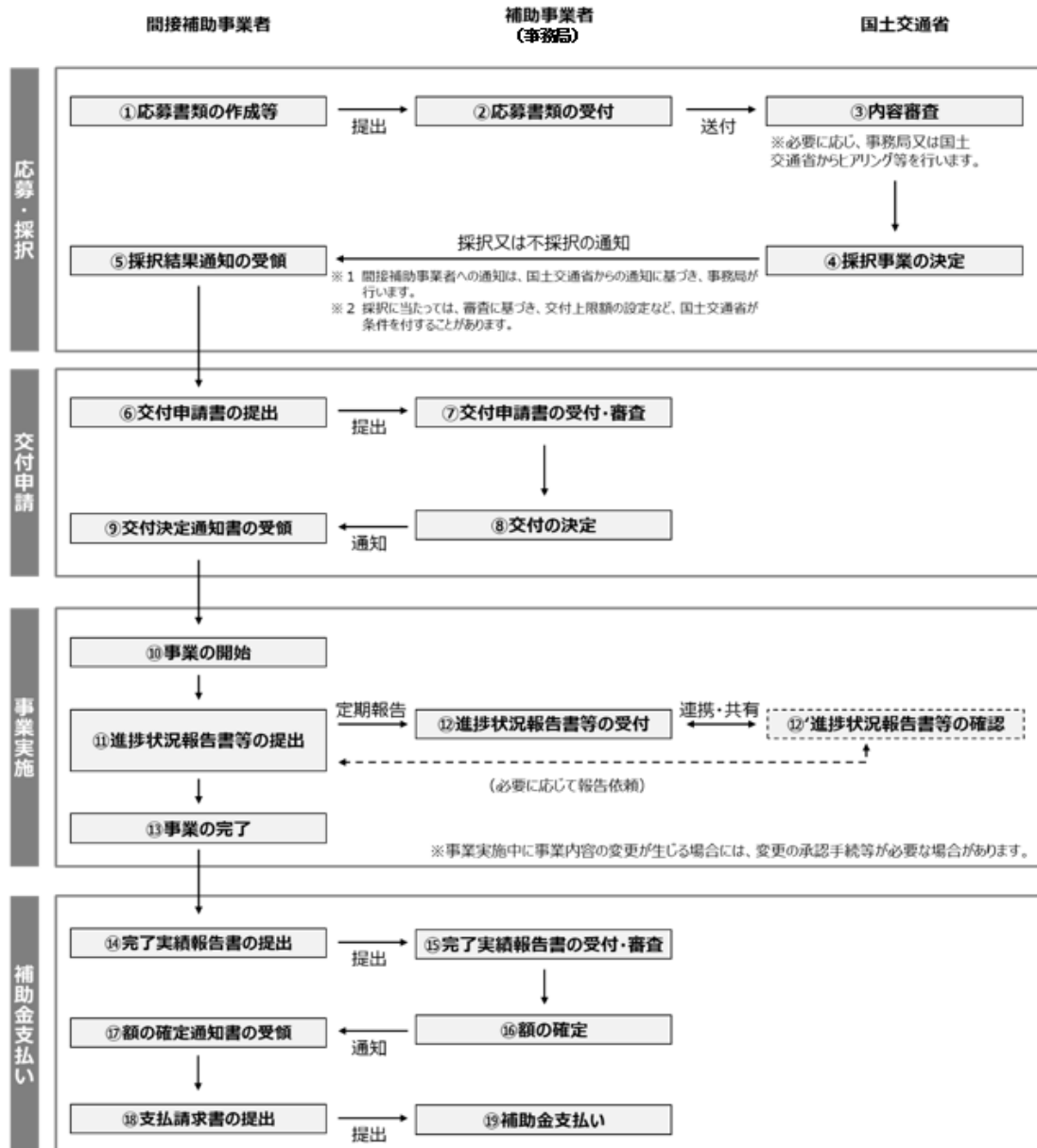
### (3) 応募にあたっての留意点

- ・本事業では、関係府省のスマートシティ関連事業と連携し、合同審査会を設置し（事務局：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）、その評価も踏まえつつ、採択事業を決定する。
- ・合同審査における評価ポイントは別添「令和7年度スマートシティ関連事業の公募について」を参照すること。
- ・採択先/採択件数は精選により決定となること。
- ・補助対象経費は、補助金の交付決定後に着手した業務を対象とし、令和8年2月27日（金）までに要したものを対象とする。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。また、提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・補助対象事業にかかるシステムの詳細や使用するデータ形式、システムに関する課題の分析結果等を国に提供すること。提供されたデータ等は、国の施策推進のために、必要に応じて使用することがある。
- ・国の他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である（補助対象経費の重複は不可）。

## IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

### 1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。  
 ※応募書類については、事務局決定まで国土交通省モビリティサービス推進課に直接提出いただきます。事務局決定後の取り扱いは再度ご案内いたします。



※他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後をめぐり特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後にもフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。

※事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。

## 2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、応募様式に必要事項を記載し、受付開始後に以下に提出してください。

### 2-1. 応募期間

令和7年2月12日（水）～3月6日（木）正午【必着】

### 2-2. 応募方法

上記の応募期間中に、提出書類（電子データ）を添付して電子メールにて下記の提出先に送付してください。提出時のメール件名は必ず「【提出】（申請者名）日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」としてください。なお、2月下旬に公募サイトの開設を予定しており、開設以降はシステムで提出いただくことを想定しております。

#### 【応募書類 提出先】

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

E-mail : [hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8980

### 2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

- ① 令和7年度日本版 MaaS 推進・支援事業 応募様式
  - ② 令和7年度スマートシティ関連事業 応募様式
  - ③ 令和7年度日本版 MaaS 推進・支援事業 暴力団排除に関する誓約事項
  - ④ 本事業に係る参考資料（PowerPoint 等による補足資料等を想定）
- ※必要に応じて提出してください。

#### <留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません（様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く）。変更が必要な場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する必要があるため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機

関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。

### 3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省又は事務局において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場合があります。

### 4. 採択結果の通知について

公募期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容(ヒアリング内容を含む)の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、交付上限額の設定等、条件付きで採択とする場合があります。

- ※ 1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、事務局が行います。
- ※ 2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。  
なお、採択の結果(不採択の理由等)に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

### 5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、事務局から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに事務局へ交付申請書を提出してください。交付申請書について事務局で形式面等を審査の上で、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

- ※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。採択決定後に、採択された事業者に対して改めて事業実施手続等に関する説明会を開催する予定です。

### 6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について

令和6年能登半島地震の被災地における取組について、提出書類の準備が困難な場合においては、補助金交付申請手続き時に併せて提出することを要件に、必要最小限の書類での応募を可能といたします。その他、応募期間等について、配慮を要する場合には北陸信越運輸局へご相談ください。

## V. 事業の実施にあたっての留意点等

### 1. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくこととなります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

### 2. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

### 3. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

### 4. 事業の実施及び事業内容の変更



- ・ 補助対象事業者は、交付決定通知を受領後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要がございます。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ事務局へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。

## 5. 事業の進捗報告

- ・ 事業の進捗状況を適切に把握するため、原則として、2カ月に1回程度、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。
- ・ 又、採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。
- ・ さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。
- ・ 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング等を実施していただくことがあります。具体的には交付決定後に事務局と調整します。

(日本版 MaaS 推進・支援事業について)

日本版 MaaS 推進・支援事業については、事業進捗の適正管理の観点から、1か月に2回程度の進捗報告（国土交通省に対する報告及び国土交通省が指定する業務実施支援チームへの報告）及び以下の資料の作成が必要となります。

添付資料[1] 事業実施計画書

添付資料[2] WBS/ガントチャート

添付資料[3] 事業実施報告書

添付資料[4] 進捗報告資料

添付資料[5] 中間報告資料

その他取組内容やシステム実装の内容がわかる資料

## 6. 完了実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了したときは、その日から起算して10日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。
- ・ 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額よ

り少なくなる場合があります。

#### **7. 補助金の支払い**

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。

#### **8. 補助事業完了後**

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- ・ 又、補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適切に行う必要があります。